

# 成田メモリアルパーク「永代供養塔」使用規則

## 第1条 (目的)

- この使用規則(以下「本規則」という)は、「成田メモリアルパーク永代供養塔」(以下「永代供養塔」という)の使用に関する規則を定め、運営管理の適正を図ることを目的とします。
- 永代供養塔を使用される方または使用登録者(以下「使用者」という)は、永代供養塔の使用にあたって本規則に従うものとします。

## 第2条 (用語の定義)

本規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 永代供養塔は、永代にわたり当霊園が合同祭祀をおこなうための共同墓です。
- 本規則の永代使用料とは、期間を定めた永代使用料・永代供養料・管理料を含むものであり、別に定めるものとします。また時勢により、永代使用料の料金の改定をおこなうことがあります。
- 埋葬(蔵)料とは、ご遺骨を「永代供養塔」に埋蔵する費用です。
- 本規則の使用者とは、基本的に永代供養塔の申込者で当霊園から永代使用承諾証を交付された方をいいます。

## 第3条 (管理者)

- 管理者は、宗教法人回向院仏教会および成田メモリアルパーク管理事務所(以下「管理者」という)とし、埋蔵されたご遺骨を納骨日以降、使用者にかわって永代にわたり祭祀し、管理をおこないます。
- 管理者は、本規則の細則を定めることができます。

## 第4条 (使用目的・基準)

- 永代供養塔は、納骨以外の目的に使用することはできません。
- 永代供養塔の埋蔵方法は、骨壺による納骨で、ご遺骨一体(1体型)につき一区画(壇)とします。

## 第5条 (使用者の資格)

永代供養塔は、使用者の国籍・宗教および宗派を問わず管理者が認めた場合(手続と許可)は、どなたでも使用できます。

## 第6条 (永代供養塔使用方法および供養等の儀式の内容)

永代供養塔の使用方法および供養等の儀式は、次の各号とします。

- 埋蔵及び供養等に関する儀式と行事は管理者の定める方法のみでおこないます。
- 管理者は、献花による祭祀を毎月1回おこないます。
- 別途に回忌法要・命日法要などをご希望される方は、原則として実施日の1ヶ月前までに管理者に申し出てください。ただし、別途費用がかかります。
- 参拝方法は、永代供養塔の正面で、共通の焼香台・献花台を使用しておこないます。
- 永代供養塔の使用期間(納骨期間)は、使用者が納骨された日から申込み時に決定した期間までとします。
- 管理者は、前号(5)の使用期間(納骨期間)経過後、管理者が指定する場所にご遺骨を合祀(以下「共同合祀場」という)します。
- 使用者が直接共同合祀場に合祀を希望される場合は、別途定める費用の納入により合祀ができます。
- ご遺骨を埋蔵した埋蔵室(納骨堂・共同合祀場)に入ることはできません。

## 第7条 (申込方法)

- 使用者(生前申込み)は、使用申込書に必要事項を記入のうえ署名・押印(認印)し、必要書類を添えて別途に定める永代使用料を納入してください。
- 使用者は、永代供養塔の申込みと同時に埋葬手続代行者を決定し、管理者に届け出てください。
- 既にご遺骨をお持ちの方で、当該ご遺骨のみ永代供養塔の使用を希望する方は使用申込書に必要事項を記入のうえ署名・押印(認印)し、必要書類を添えて提出し、別途に定める永代使用料を納入してください(この場合申込者と使用者が異なる場合は、その旨ご記入ください)。
- 既に当霊園内で墓所を使用されている方が「永代供養塔」へ改葬をする場合は、次の各号に従っていただきます。
  - 別に定める「墓地返還届」に必要事項を記入のうえ署名・押印(実印)し、必要書類を添えて管理事務所です手続きをおこなってください。

- 前号(1)で使用中の墓地は無償にて返還し、墓石等構造物も自費で撤去していただきます。但し、当該墓所で祭祀等が続ける場合は、その間の管理料を納入していただくことにより墓石等構造物の撤去を延期することができます。

## 第8条 (永代使用料)

既に納入済みの永代使用料、管理料、埋蔵料および諸費用等はお返しすることはできません。

## 第9条 (使用承諾証の交付)

- 「成田メモリアルパーク永代供養塔使用承諾証」(以下「承諾証」という)は、前条による手続き完了後交付いたします。なお、埋蔵室の使用期間(納骨期間)は承諾証記載のとおりとします。
- 承諾証の記載事項に変更が生じたときは、承諾証・必要書類および所定の費用を添えて速やかに届けなければなりません。
- 承諾証を紛失若しくは著しく破損したときは、所定の届出書と費用を添えて、再交付を受けなければなりません。

## 第10条 (埋葬と改葬)

- 永代供養塔は、焼骨以外のものは埋蔵できません。
- 埋蔵および改葬の手続きをおこなう方は、所轄市区町村長の発行した埋(火)葬許可証若しくは改葬許可証とともに本規則の承諾証と別に定める必要書類を管理者に提出してください。

## 第11条 (使用者および住所等の変更)

使用者は、住所、氏名および名義等の変更が生じたときは速やかに届け出てください。また、埋葬手続代行者に変更があったときも同様です。なお、使用者の名義等の変更は事務手数料等がかかります。

## 第12条 (承諾証の譲渡禁止)

使用者は、「承諾証」を第三者に譲渡または、転貸することはできません。

## 第13条 (使用の取消)

使用者が次の各号に該当した場合は、管理者は使用者に書面で通知し催告して、使用を取り消すことができるものとします。

- 本規則第4条、第10条および第12条に抵触したとき。
- 使用者が亡くなってから3年以上納骨されないとき。
- 使用者が、第三者の使用を妨げたり迷惑を及ぼす行為をしたとき。
- その他、本規則・細則に違反したとき。

## 第14条 (永代供養塔の解約)

使用者が、永代供養塔を解約する場合は、次の各号とします。

- ご遺骨が埋蔵室に埋蔵されている期間内であれば解約することができます。ただし、既にご遺骨が共同合祀場に合祀されている場合は、解約およびご遺骨の返還をすることはできません。
- 前号(1)の場合、使用者は、解約届に必要な事項を記入のうえ署名・押印(実印)し、必要書類を添えて管理事務所へ提出して、速やかに埋蔵室に埋蔵されているご遺骨を引き取らなければなりません。

## 第15条 (不可抗力による事故の責任)

天変地異等不可抗力、あるいは暴漢、暴動等、第三者の行為による損害については、管理者は一切責任を負いません。

## 第16条 (定めなき事項)

本規則に定めのない事項については、法令の定めによる他、管理者がその都度これを定めます。

## 第17条 (規則の変更)

管理者は、関係法令の改正等により必要が生じた場合には、本規則を改正することができます。

以上

## 附則 2(施行期日及び一部改訂に伴う経過措置)

本規則の改訂は、令和元年6月1日から施行します。但し、当該施行日以前に永代供養塔の使用申込を行い、当霊園から永代使用承諾証の交付を受けている場合、同永代供養塔の使用契約については、本改訂(令和元年6月1日から施行の改訂)は適用されず、なお従前の規則を適用します。

平成26年4月1日 改訂  
令和元年6月1日 改訂